（指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条中「第十七号及び第十八号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第六条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第七条　地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第十四条の二第二項の改正規定中「第十四条の二第二項」を「第十五条第二項」に改める。

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

生活保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十九号

生活保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第七十三条及び第七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第七十五条」の下に「（第一項第三号及び第四号を除く。）」を、「第四号」の下に「及び第六号から第八号まで」を、「収入の額」の下に「（法第五十五条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業（第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。）に係るものを除く。）」を加える。

第十条に次の二項を加える。

3　法第七十五条第一項（第三号及び第四号に限る。）に規定する国の負担は、各年度において、次に掲げる額のうちいずれか低い額について行う。

一　被保護者就労支援事業の実施に要する費用について市町村又は都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額

二　市町村又は都道府県が法第七十条（第六号に限る。）又は第七十一条（第六号に限る。）の規定により支弁した費用の額（その費用のための収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

4　前項第二号の規定により控除しなければならない額が、その年度において市町村又は都道府県が支弁した費用の額を超過するときは、その超過する額を後年度における支弁額から控除する。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

生活困窮者自立支援法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十号

生活困窮者自立支援法施行令

内閣は、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金に係る国の負担）

第一条　生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により、毎年度国が市等（法第三条第一項に規定する市等をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は都道府県に対して負担する第九条第一項第一号又は第三号の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

一　生活困窮者自立相談支援事業（法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。以下この項において同じ。）の実施に要する費用について市等又は都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）の所管区域内の町村における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額

二　市等又は都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

2　法第九条第一項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第四号の額は、市等又は都道府県が行う法第二条第三項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（生活困窮者就労準備支援事業等に係る国の補助）

第二条　法第九条第二項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第一号の額は、市等又は都道府県が行う法第二条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び同条第五項に規定する生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2　法第九条第二項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第二号の額は、市等又は都道府県が行う法第二条第六項に規定する生活困窮者家計相談支援事業並びに法第六条第一項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。